

ケアマネジメントの基本方針について

長岡京市のケアマネジメント基本方針は以下のものとする。

- ① 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように**配慮して行われるものでなければならない。
- ② 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう**配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、**利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、**利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に**不当に偏することのないよう、公正中立**に行われなければならない。
- ④ 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する**指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。**
- ⑤ 指定居宅介護支援事業者は、**利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備**を行うとともに、**その従業者に対し、研修を実施する等の措置**を講じなければならない。
- ⑥ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法に規定する**介護保険等関連情報その他必要な情報**を活用し、**適切かつ有効**に行うよう努めなければならない。

大きなテーマ

自立支援・重度化防止

